平成２８年（フ）第１０号
沖縄県宮古島市平良字西里803番地３　Ｋ８Ｚ503（現在事項全部証明書上の本店所在地）
愛媛県今治市常盤町五丁目２番15号
破産者　株式会社高橋建築工房
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所平良支部

平成１８年（フ）第４１９号
静岡県田方郡函南町上沢956番地の１
破産者　株式会社大都
1　決定年月日　平成28年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成１８年（フ）第４２０号
静岡県田方郡函南町上沢956番地の１、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区西新宿２丁目６番１号
破産者　大都リッチランド株式会社
1　決定年月日　平成28年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４９号
三重県鈴鹿市阿古曽町19番11号　フジエンタープライズ205、前住所三重県鈴鹿市東旭が丘１丁目10番５号　ハイツエスペランサ101
破産者　友利　　新
1　決定年月日　平成28年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４３６号
岐阜県各務原市那加桐野外二ケ所大字入会地６－４　エステイタスＫＮ－６　408号、住民票上の住所岐阜県各務原市那加織田町２丁目116番地１
破産者　佐藤　　隆
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３２４号
名古屋市中区新栄町１丁目20―11　ディオステージ新栄103号室、破産手続開始時の住所岐阜市茜部大野２丁目250―１　クオリア茜部203
破産者　佐々木一浩（旧姓山根）
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３６８号
岐阜市石切町31番地１　（Ｌｅ　Ｃｅｎｔｒｏ　107号）
破産者　高橋　千草
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第８９号
岐阜県羽島市小熊町島３丁目49番地（メゾンドレスポワール402号室）
破産者　橋詰美由紀
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１０８号
岐阜市学園町３丁目57番地
破産者　仲条　祐介
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１４２号
岐阜県郡上市八幡町桜町290番地
破産者　尾藤　利道
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第６１７号
静岡県牧之原市静波１番地２　フォーブル静波102、旧住所静岡県牧之原市静波1227番地１
破産者　松浦　勇人
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６１９号
静岡県牧之原市静波１番地２　フォーブル静波102、旧住所静岡県牧之原市静波1227番地１
破産者　松浦　荘治
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８号
静岡県富士宮市小泉636番地の２
破産者　中尾富美子
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１３７２号
名古屋市港区九番町５丁目17―１　スカイハイツオダ８Ａ、開始決定時の住所名古屋市熱田区八番２丁目19番９号　宝マンション六番町第５　805号
破産者　岡田　眞一
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３７３号
名古屋市港区九番町５丁目17―１　スカイハイツオダ８Ａ、開始決定時の住所名古屋市熱田区八番２丁目19番９号　宝マンション六番町第５　805号
破産者　岡田　仁美
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７７６号
愛知県尾張旭市平子町長池上6263番地２
破産者　佐々木あかね
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９９号
兵庫県朝来市和田山町和田山85番地１、従前の住所兵庫県西宮市老松町18番５―507号Ｂ棟
破産者　片岡　　正
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８２号
岡山市中区穭東町１丁目11番20―１号101、申立時の住所広島市中区東平塚町10番11―701号
破産者　大下　俊雄
1　決定年月日　平成28年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部